

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	○ 建設業法に基づく行政処分に係る聴聞の 期日の変更 【公 告】
		担当課（室）	
			監理課
			</

平成27年3月2日 岡山県公報 号外

〔八三の二〕平成二十七年二月二十日付けで公告した建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく行政処分に係る聴聞について、岡山県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岡山県規則第二十一号）第三条第三項の規定により、次のとおり聴聞の期日を変更する。

平成二十七年三月二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更前の聴聞の期日

平成二十七年三月六日（金）午前十時から

二 変更後の聴聞の期日

平成二十七年四月八日（水）午前十時から